

意外や効果絶大な生前贈与の活用

(税理士法人ゴーイング

「本当に子供や孫のためになるのか、
との心配なれど・・・」

本年の税制改正で創設された期間限定の“教育資金贈与 1500 万円”の制度は従来の暦年贈与とのダブル活用によって相続財産の移転が大きく加速できます。

先ず新制度の概略について

1000 万円
学校に支払われる
入学金や授業料等

+

500 万円
学校以外に支払わ
れる一定の教育費用

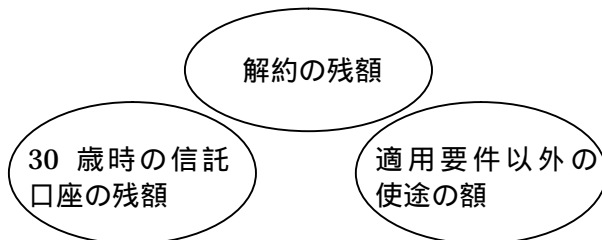
新制度は子や孫などへの教育資金贈与を受贈者 1 人当たり 1500 万円まで無税にする制度ですが、その贈与は時限的で平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月末日までの間に“信託等で贈与”した場合に限り、一定の要件のもとに子や孫等が 30 歳になるまでに支出した教育資金に適用されるものです。

「新制度 1500 万円の要件」

贈与者は直系尊属の父母又は祖父母。
受贈者は 30 歳未満の子又は孫あるいはひ孫。
受贈者名義で事前に銀行で信託口座を開設し、
銀行を通じ税務署に届出をします。

新制度で贈与税課税されるケース

この口座を一旦開設した後で解約した場合の
口座の残額
受贈者が 30 歳になった時の口座の残額
適用要件以外の用途の額



税理士 山口 久行)

新制度の孫、ひ孫への贈与の二大メリット
直ちに実行できる

新制度では、年数をかけずに一回で直ちに財産の移転を実行することが可能です。例えば孫、ひ孫が 4 名いる場合、数日間で 1500 万円×4 名、計 6000 万円の財産移転ができることとなります。相続税率が 20% かかる方であれば 1200 万円もの節税になり、大きな効果といえます。

相続財産への取戻しが不要

相続時精算課税制度の贈与や、子など法定相続人への相続開始前 3 年以内の贈与であれば相続の取戻しで節税になりませんが、孫やひ孫に対する本制度による贈与は相続財産への取戻し加算はされません。

暦年贈与も同時に活用しさらに節減

新制度 (1500 万円)
教育資金

+

暦年贈与で孫や
ひ孫へ

従来からある暦年贈与は年 110 万円の基礎控除があります。そこで最低 10% の税率の課税を是とすることによって、1 人に対して年間 310 万円を贈与すると、孫、ひ孫 4 名で 1240 万円となり、贈与税負担額も (310 万円 - 110 万円) × 10% × 4 名の 80 万円で済みます。

相続税率との比較での判断となります。

暦年の 1 年は 365 日にあらず

移転を急ぐ必要があれば、暦年贈与を 12 月に実行し、数日後の翌年 1 月に再度実行することによって、1 か月足らずでも 2 年分の 2480 万円の暦年贈与が実行できますから教育資金贈与と併せれば 4 名への贈与で 8480 万円の財産移転が可能になります。

見せかけの贈与や、不適切な手続きなどは課税当局だけではなく相続人間のトラブルにもなりますから税の専門家に相談して進めると良いでしょう。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp

